

かつら川

No.177



▲市の鳥「鶯」



都留市 ▲高川山山頂から見る富士山と都留市の街並み（都留市提供）

主な目次

新年のご挨拶	2
令和2年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
支部活動報告・青年部会活動報告	6
女性部会活動報告	9
活動報告	14
2021年の県内経済の展望	16
大月税務署からのお知らせ	18
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	23
令和3年度税制改正に関する提言（全法連）	24
迎春（役員顔写真）	28
第47回神社めぐり（太宰府天神社）	34
健康情報（生活習慣病）	35
第36回高校生の税に関する標語（優秀作品）	36



▲市の花「梅」
（都留市提供）



▲市の木「赤松」
（都留市提供）

消費税期限内納付
法人会一声運動



大月法人会は令和3年5月に創立70周年を迎えます。

新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 細田 幸次



新年おめでとうございます。令和三年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、思いもよらぬ一年となり、幅広い産業分野で経済活動が縮小・停止し、我が国経済と国民生活に甚大な被害をもたらしました。政府は感染対策と経済活動の両立への舵取りを迫られ、様々な対策を講じてきましたが、経済活動と同調して新規感染者の発生は後を絶たない状態が続いています。収束には長期化が予想され、当面はマスク着用等の新しい生活様式を継続していかねばなりません。世界ではワクチン供給に向けた動きが活発化しますが、一刻も早い安心・安全なワクチン接種と治療薬の開発により、感染拡大前の生活・経済に戻ることを祈るばかりです。

このようなコロナ禍において、大月法人会の事業活動も中止や規模の縮小等の変更を余儀なくされました

が、感染リスクの回避並びに感染防止対策を講じた上で、出来得る事業活動を実施することもできました。とりわけ、税の啓発活動となる青年部会主催の「高校生の税に関する標語募集」、女性部会主催の「小学生の税金絵画及び絵はがきコンクール」は、伝統事業を絶やすことなく、対象校の学校長、生徒や児童はもろろん、大月税務署長を始め関係各位のご理解とご協力を賜り無事を実施することができ、次代を担う生徒・児童達に税の意義や役割を正しく理解して頂けたものと思います。両部会長を始め担当支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。

年が明け、大月法人会は五月に創立満七十年を迎えることとなり、一月十四日には記念式典並びに記念講演会を開催致します。先人たちが築き上げた伝統ある大月法人会のさらなる発展に向けて、地域並びに税のオピニオンリーダーとして、税務当局との連携をより一層深め、税務知識の普及及び納税意識の高揚を図り、公正な納税と円滑な税務行政に寄与していく所存でございます。会員皆様方を始め関係各位には更なるご支援とご協力を賜りますことを切にお願い申し上げます、併せて本年が明るく、輝かしい年となることを切望すると共に皆様方の益々のご健勝とご事業のご発展を祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年の御挨拶

大月税務署

署長 峪 和生



令和三年の年頭に当たり、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

旧年中は、細田会長をはじめ、公益社団法人大月法人会の会員の皆様方には、税務行政の円滑な運営に對しまして、多大なる御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症により、御事業や生活に大きな影響を受けておられる皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

大月税務署では、新型コロナウイルス感染症の影響により申告が困難な方にはその期限を柔軟に取扱うことや、納税が困難な方には納税の猶予制度を御案内するなど、納税者の皆様の実情に十分に耳を傾け、迅速かつ丁寧に対応しているところです。

さて、法人会活動におかれましては、税知識の普及、納税意識の高揚、税制に関する意見の提言など税に関する活動、また、地域社会への社会貢献活動など、地域に根差した幅広い事業活動を展開していただいております。

ります。

会員の皆様方には、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、新しい生活様式を取り入れながら、各種の事業を展開される御努力に對しまして、心から敬意を表する次第であります。

ところで、間もなく令和二年分の所得税・消費税・贈与税の確定申告が始まります。

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが自動的に計算され、計算誤りのない申告書等を作成することが出来ます。

本年一月からは、マイナポータルと連携することで、控除証明書等の情報が自動入力されるようになり、納税者の皆様の利便性の向上にも大いに資するものと考えております。

マイナポータルを活用したe-Taxのご利用を、皆様のみならず、従業員の方々にも積極的にご声掛けいただきますようお願い申し上げます。

結びに当たり、公益社団法人大月法人会の益々の御発展と、会員の皆様方の御健勝並びに事業の御繁栄を心から祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 吉元 潤



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

『3密』

〈2020年ユーキャン新語・流行語大賞〉の年間大賞に選ばれたのが、先の「3密」です。その他に「アベノマスク」「アマビエ」「オンライン○○」「GOTOキャンペーン」とこれらは全て新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に起因する言葉です。

二〇二〇年一月二十三日、中国・武漢での都市封鎖を発端に、新型コロナウイルスが世界的パンデミックに発展しました。まさか、二〇二一年の今の今まで、コロナ禍が続くとは思ってもありませんでした。

(3) 私たち法人会活動もこれにより大きく変更を余儀なくされました。定時総会は形を変え、《全国青年の集い・島根大会》が、その他、単会、

県連、全国青連協の事業の多くが中止、もしくは例年とは違う形での開催となりました。

そんな中、令和二年度、第三十六回高校生の税に関する標語募集事業は、大月支部・都留支部の共催にて、その歴史と伝統を継続する事が出来ました。これも単に大月・都留両支部のご尽力の賜物と感謝申し上げます。例年とは違う事を考え、工夫をし、そして新しい形が生まれ、進化・成長していくんですね。こうして人類はその歴史上、幾多の困難を乗り越えて来たのです。きっと二〇二一年の早々に、人類は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)も乗り越えていく事でしょう。そして延期となっている《東京オリンピック・パラリンピック》も無事に終え、法人会活動もすべてが計画通りに実施され安寧の日々が戻る事でしょう。今はただただそれを願ってやみません。

二〇二一年、この願いが現実となった暁には、青年部会員の皆様はもとより、税務当局、本会、女性部会、関係団体の皆様には、ご支援、ご協力を心よりお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

女性部会

部会長 志村美貴代



新年明けましておめでとうございます。令和三年の年頭にあたり謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は一月から新型コロナウイルス感染症が流行し、年が明けた今も収束せず、うがい、手洗い、マスク着用、三密回避等の新しい生活様式が定着し、私たち法人会活動も中止や変更を余儀なくされながらも徐々に活動が再開されてきました。

コロナの流行は、デジタル化が進展する契機となり、ビジネス社会では時差出勤やリモートワークによってオフィス内の人数を減らしたり、オンラインでの会議や商談が増え、働き方も大きく変化しつつあり、私たちもリモートツールの「Zoom」を活用していけたらと思います。

昨年の活動では、全国女性フォーラム愛媛大会、日帰り研修会、お母さんコーラス大会が中止、福祉施設慰問も中止になりましたが、都留市内施設の「回生荘」へタオル五十枚と、マスク三百枚を寄贈しました。

また青年部会と共催となる年末チャリティーも中止となりましたが、都留市社会福祉協議会へ例年通り金一封の寄付をさせて頂きました。さらに公益事業の目玉となる小学生の租税教室も中止となりましたが、租税教室との連動事業となる税金絵画コンクールは上野原西小学校から少数ながらも応募を頂き全員が特別賞に入選しました。県下四単位会共催となる税金絵画コンクールは、西桂小学校から六十七点、禾生第一小学校から二十八点の応募があり、当会募集作品の中から最優秀となる山梨県連会長賞に選ばれ、全法連まで届けられることになりました。

年が明けて、一月十四日には大月法人会創立七十周年記念事業として、記念式典、記念講演会が行われます。残念ながら、飲食を伴う記念祝賀会及び賀詞交歓会は中止となりましたが、大月法人会の七十年を振り返るとともに新たな十年へ向けたスタートにできたらと思います。

今後も税に関する啓発活動を始め地域社会貢献活動、並びに会員相互の交流を深める事業に取り組んで参りますので、引き続きご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに皆様方のご健勝並びに事業の発展を祈念し新年の挨拶とさせていただきます。

令和二年度納税表彰

令和二年十一月十二日(木)、大月税務署三階大会議室に於いて、納税表彰等贈呈式が挙行され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状の授与並びに感謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を以下ご紹介致します。受彰者の皆様おめでとうございます。

署長表彰

常任理事 上野原支部長

(株)鈴木製作所 鈴木 誠一様

常任理事 河口湖西支部長

(株)協和生コン 倉澤 鶴義様

理事 都留副支部長

(有)印刷エトリ 餌取 一成様

署長感謝状

副会長 青年部会長

吉田精工(株) 吉元 潤様

常任理事

富士観光開発(株) 小谷田 融様

理事 女性部会大月支部長

(株)龍美建設 清水美恵子様

関係民間団体長会会長感謝状

理事相当

富士航空電子(株) 吉澤 武司様

理事相当 青年部会念野・山中湖支部長

(株)渡辺工務店 渡邊 教彦様

理事相当 青年部会大月副支部長

(有)西忠エージェンシー 西室 信男様

青年部会広報委員長

堀内電気(株) 堀内 慎也様

女性部会幹事

船津観光(株) 梶原 広子様

女性部会幹事

(株)弘美インテリア 森嶋 友子様



大月税務署長表彰



(有)印刷エトリ
餌取 一成様



(株)協和生コン
倉澤 鶴義様



(株)鈴木製作所
鈴木 誠一様



(株)龍美建設
清水美恵子様



富士観光開発(株)
小谷田 融様



吉田精工(株)
吉元 潤様



(有)西忠エージェンシー
西室 信男様



(株)渡辺工務店
渡邊 教彦様



富士航空電子(株)
吉澤 武司様



(株)弘美インテリア
森嶋 友子様



船津観光(株)
梶原 広子様



堀内電気(株)
堀内 慎也様



大月税務署長感謝状



関係民間団体長会会長感謝状

正副会長会 第二回理事会

令和二年十月二十一日(水)、午前九時三〇分より大月法人会館に於いて正副会長会、十一時よりアピオプラザ都留に於いて理事会を開催。審議事項については、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、令和二年度上期活動報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況報告、並びに令和二年度上期会計報告の件
- 二、創立七十周年記念事業の件



- 三、関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者推薦の件

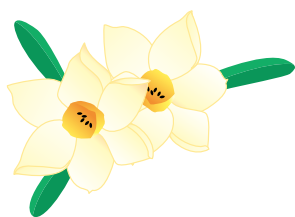
報告事項

- 一、今後の主要事業の件
- 二、会員状況及び会員増強の件
- 三、福利厚生制度推進の件
- 四、インターネットセミナー利用状況の件
- 五、ビデオ会議ツールズーム体験講習会開催の件
- 六、令和三年度税制改正に関する提言の件
- 七、大月法人会だより「かつら川」第一七七号発行の件



県連役員との会議

八月二十七日(木) 大月法人会館



関係民間団体事務局長会

十月二日(金) 大月税務署



関係民間団体長会

十月二十三日(金) 大月税務署



支部活動報告

河口湖東西支部役員会

九月十八日(金) 富士レークホテル



上野原・大月・都留支部長会議

十月八日(木) 大月法人会館



上野原支部総会・税務研修会

十一月十一日(水) 上野原市もみじホール



都留支部総会・税務研修会

十一月十八日(水) 山一



大月支部総会・税務研修会

十一月二十六日(木) 大月法人会館



青年部会活動報告

第三十六回

「高校生の税に関する標語」募集事業について

当該事業は、毎年十一月の「税を考える週間」に合わせて実施しています。令和二年度は都留支部、大月支部が担当となり、県立都留興譲館高校及び県立都留高校の二校が募集対象校となりました。

七月二十日に峪税務署長はじめ山口統括官、鈴木上席官に同行いただき両校を訪問し事業実施協力を依頼しました。また、同日都留市役所に訪問し堀内市長に、大月市役所に訪問し小林市長に事業の説明と協力をお願いしました。



大月税務署長賞

(7)

八月末に両校より九百二十二点の募集作品が出揃い、九月中旬にそれぞれの支部による一次選考会を実施し百二十作品を選出しました。

本年度は、法人会正副会長、青年部会会員の皆様方に郵送にて二次選考投票をお願いし、特別賞六作品、金賞から佳作までの二十六作品合計三十二作品を決定しました。

十一月三十日都留興讓館高校に、十二月一日に都留高校に於いて峪税務署長、山口統括官、鈴木上官にご臨席を賜り、厳肅な雰囲気の中、表彰式を執り行いました。

本年度は、コロナ禍のもと例年の法人会館へ集合しての最終選考会の開催を困難と判断し、在宅による投票選考の方法とし、表彰式では各校へ出向き感染予防を第一に、限られた人数で行いました。ご理解とご協



都留市長賞

力を頂きました関係の皆様、そして素晴らしい標語の数々を考えて応募してくださった高校生の皆様に心から感謝申し上げます、報告とさせていただきます。

青年部会都留支部長 菊地 明久
青年部会大月支部長 佐々木弘之



税務署掲示 都留支部



都留興讓館高校 特別賞入賞者



税理士会大月支部長賞



大月市長賞



税務署掲示 大月支部



都留高校 特別賞入賞者

令和2年度 第36回 高校生の税に関する標語優秀作品

大月税務署長賞

接触を避けて納税 e-Tax

都留興譲館高等学校 二年 水越 摂奈

都留市長賞

税金で 明るい未来の 国創り

都留興譲館高等学校 二年 尾曲 奏音

大月市長賞

納めよう 自分や子供 孫のため

都留高等学校 三年 長田健士朗

東京地方税理士会大月支部長賞

税金が 広げる支援 共助の輪

都留高等学校 三年 佐野 知美

大月法人会長賞

税金で 受ける恩恵 数知れず

都留高等学校 三年 相澤つかさ

大月法人会青年部会長賞

使い道 知れば納得 消費税

都留興譲館高等学校 一年 三澤 未藍

金賞

安全と 日々の暮らしを 守る税

都留興譲館高等学校 三年 小松 万耶

申告は ネットで行ない 効率化

都留高等学校 三年 井上 成菜

銀賞

税金と 共に造る 未来地図

都留興譲館高等学校 一年 山口あかり

税金の 正しい知識と 情報を

都留高等学校 二年 小林 俊介

銅賞

納税者 未来の日本の 貢献者

都留興譲館高等学校 一年 宮本 愛姫

納税者 国を支える 功労者

都留高等学校 三年 米山 敬己

入選

税金を 正しく理解 支え合い

都留興譲館高等学校 三年 奈良 美咲

税金は 一人一人の 思いやり

都留興譲館高等学校 一年 藤本 涉夢

税金で 未来の社会を 幸せに

都留興譲館高等学校 一年 中野 将斗

税金が みんなの生活 支えてる

都留興譲館高等学校 一年 富田 蒼生

納税は 国を支える 第一歩

都留興譲館高等学校 一年 志村 陽葵

縁の下 社会を支える 納税者

都留高等学校 三年 渡辺 楓

e-Tax 仕組みを知れば すぐできる

都留高等学校 三年 塩見 仁

始めよう 手間なし便利な e-Tax

都留高等学校 三年 松山 春輝

日本の未来 造ろう守ろう 税金で

都留高等学校 二年 近藤 聡美

税金で 未来に繋がる 笑顔の輪

都留高等学校 二年 幡野 健太

佳作

税金が ぼくらの道を 作ってる

都留興譲館高等学校 三年 宮下 尚希

税金は みんなで築く 豊かな暮らし

都留興譲館高等学校 二年 佐藤 優奈

納税は 未来の平和 つくる鍵

都留興譲館高等学校 二年 渡邊 悠斗

税金は 輝く未来を つくるため

都留興譲館高等学校 二年 小林 汰晴

税金を ごまかすあなた ひとでなし

都留興譲館高等学校 一年 小俣 実由

納税義務 存在意義を 再確認

都留高等学校 三年 白鳥 霞

義務ですよ 納め支えよ 皆の世を

都留高等学校 三年 堀内安寿香

人つなぐ その納税を 大切に

都留高等学校 三年 阿部 蒼生

おもいやり みんなの笑顔 守る税

都留高等学校 二年 荒木 咲蘭

税金を 使って守る 公共機関

都留高等学校 一年 和田 光葵

青年部会・女性部会打合せ会議

八月二十七日(木) 大月法人会館



青年部会役員会

十一月十七日(火) 大月法人会館





税金教室



開会式

県内四法人会共催 第11回
少年サッカー教室・税金教室
十二月十三日(日) 山梨中銀スタジアム



ヴァンフォーレ甲府選手によるサッカー教室

創立70周年記念式典・記念講演会のご案内

- 日 時：令和3年1月14日(木) 午後13時30分受付開始
- 場 所：ハイランドリゾートホテル&スパ
- 第1部：記念式典 午後2時～3時
- 第2部：記念講演会 午後3時15分～4時45分
講 師：落語家 林家たい平 師匠
演 題：新春初笑い！「笑顔のもとに笑顔が集まる」
聴講料：無料（先着200名様）

＊新型コロナウイルスの影響により第3部記念祝賀会・賀詞交歓会は中止とさせていただきます



絵画 特別賞入賞者

令和二年度小学生による
「税金絵画コンクール」
「税金絵はがきコンクール」
前号の大月法人会だより「かつら川」にて経過報告のとおり、租税教室及び税金絵画を上野原西小学校に、税金絵はがきを西桂小学校と禾生第一小学校にお願い致しました。租税教室については、コロナという、大変な渦に巻き込まれ、残念ながら中止になりました。

絵画も同様に児童への負担を考慮して、任意提出の夏休み課題となったことから、九点の応募となりましたが、少数ながらも色彩豊かで立派な作品が揃いました。表彰式は十二月二日に学校へ出向いて行いました。



絵画 上野原市長賞



絵画 大月税務署長賞



絵画 税理士会大月支部長賞

絵はがきは、西桂小から九十七点、禾生第一小から四十六点の応募を頂き、女性部会役員会と併せて優秀作品選考会を行い、十二月一日に各校において表彰式を行いました。

この度は、コロナという、想定外の事態に見舞われ、行事や催しが変わり、中止を余儀なくされる中、開催校はもとより、大月税務署、上野原市、税理士会大月支部等始め、関係各位の、ご理解とご協力を賜り、当該事業を無事に成し遂げることができました。ご協力を賜りました皆様方に、心からの感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

女性部会上野原副支部長

土屋きよ美



絵はがき 山梨県連会長賞



絵はがき 特別賞入賞者



税務署展示 上野原支部



絵はがき 大月税務署長賞

小学生の税金絵画コンクール入賞作品



上野原市長賞 上野原西小学校 六年 宇津木 さら



大月税務署長賞 上野原西小学校 六年 志村 優太



大月法人会長賞 上野原西小学校 六年 福地 ミケーレ俊郎



東京地方税理士会大月支部長賞 上野原西小学校 六年 阿部 桃子



大月法人会女性部会長賞
上野原西小学校 六年 高橋 凜



大月法人会女性部会長賞
上野原西小学校 六年 志村 琴彩



大月法人会女性部会長賞
上野原西小学校 六年 三浦 泰生



大月法人会女性部会長賞
上野原西小学校 六年 滝島 莉央



大月法人会女性部会長賞
上野原西小学校 六年 石丸 優

税金絵はがきコンクール受賞作品



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 希代 夢穂



大月法人会長賞
西桂小学校 6年 志村 綾香



大月税務署長賞
西桂小学校 6年 佐藤 沙和



山梨県法人会連合会会長賞
西桂小学校 6年 権守 陽依



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 米山 武蔵



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 平井 羚夢



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 鈴木 啓史



大月法人会女性部会長賞
西桂小学校 6年 齋院 佑斗

佳

山梨県連会長賞
大月税務署長賞
大月法人会長賞
女性部会長賞

作

// //

禾生第一小学校	禾生第一小学校	禾生第一小学校	禾生第一小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校	西桂小学校		
五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	五年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年	六年		
增本翔太	橋本幸奈	小林乃笑	小林蒼衣	井上凜愛	渡辺田	平井田	重田根	坂山に	小野田	相川	渡邊	渡邊	谷内	宮下	楨田	前田	永井	杉田	勝俣	大谷	米山	平井	鈴木	齋院	希代	志村	佐藤	權守

令和二年度大月法人会女性部会主催
第十回小学生による税金絵はがきコンクール入賞作品



女性部会役員会・税務研修会
九月二十八日(月) ホテル 鐘山苑



第十七回慰問活動
十月二十九日(木) 回生荘



都留支部税務研修会
十月十八日(月) 山一



富士吉田・河口湖支部税務研修会
十一月十二日(木) 富士レークホテル

富士吉田支部税務研修会
十月二十日(火) 富士レークホテル



県連絵はがきコンクール表彰式
十二月三日(木) 山梨学院小学校



青年部会・女性部会寄付
十二月七日(月) 都留市社会福祉協議会

創立七十周年記念事業準備委員会

八月二十七日(木) 十月八日(木)
十一月二十日(金) 十二月十八日(金)

大月法人会館



研修・税制合同委員会

十月六日(火) 大月法人会館



総務委員会

十月十二日(月) 大月法人会館



組織・厚生合同委員会

十月十五日(木) ホテル鐘山苑



広報委員会

十一月五日(木) 大月法人会館



県連正副会長会

十月二十七日(火) 甲府法人会館

細田会長出席

新入会員紹介

○株式会社小俣興業

(上野原市上野原二八九七)

代表取締役 杉本比佐夫

○有限会社丸光建販

(南都留郡山中湖村山中二〇三三)

代表取締役 坂本 暉朗

ビデオ会議ZOOM体験講習会

十一月十六日(月) 大月法人会館



県下四単位会専務理事・事務局長会議

十月九日(金) 甲府法人会館





税制改正提言書提出
十一月二十六日(木) 大月市役所



税制改正提言書提出
十一月十六日(月) 都留市役所

祝！百寿 滝口哲夫顧問

当会顧問の滝口哲夫氏が11月20日に満100歳のお誕生日を迎えられました。おめでとうございます。

滝口顧問には多年にわたり専務理事及び副会長を務められ、大月法人会の礎を築いて下さいました。

これからも変わらず元気で長生きしてください。



決算法人説明会
十月二十二日(木) 七名 大月法人会館
十一月十九日(木) 十三名 大月法人会館



新設法人説明会
十二月十五日(火) 五名 大月法人会館



富士観光開発株式会社

レジャー事業／ゴルフ事業／不動産事業／生活流通事業

本社 山梨県南部留都富士河口湖町船津 3633-1 TEL: 0535-72-1188 (代)

富士レイクサイドカントリー倶楽部／富士桜カントリー倶楽部／飯島カントリー倶楽部
富士すはるランド／地ビールレストランシルバンス／富士桜高原支店／中央自動車道谷村売店（下り）／富士緑の休暇村／富士眺望の湯（下り）
ふしてんスノーリゾート／CAMP AKAIKE／ふじざくらイン／富士観光開発レジャー事業本部ラベル営業課



二〇二一年の県内経済の展望

山梨中銀経営コンサルティング株式会社 経済調査部 部長 小柳 哲史

昨年の県内景気を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動が抑制されたことで急激に悪化しましたが、秋口以降は経済活動が再開したことや政府・自治体の支援策も相俟って、緩やかな持ち直しの動きがみられました。

項目別にみますと、生産は、本県の主力産業である機械工業で弱い動きが続きました。リモートワークの拡大や巣ごもり生活の浸透、次世代通信規格「5G」の本格化に伴い一部に堅調な品目がみられた一方、自動車部品や工作機械など多くの品目が前年を大きく下回る水準で推移しました。宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業も、外出自粛や販売店の休業、催事・展示会の中止などを背景に、全体としては厳しい局面が続きました。

また、個人消費は、巣ごもり消費が堅調に推移した一方、外出を控える動きが強まったことから、不要不急の消費が軟調に推移しました。観光関連においても、同感染症の拡大

に伴い外国人観光客はほぼ皆無となり、国内観光客も低調に推移しました。しかしながら、夏場以降は政府や自治体の支援策の効果で、外食やレジャー、宿泊施設にも徐々に改善の動きがみられました。

今年の県内景気を展望しますと、設備投資で慎重姿勢が続く一方、個人消費は改善傾向で推移することが見込まれるほか、生産面でも機械工業が持ち直していくとみられることから、全体としては緩やかな回復に向かうと予想されます。ただし、感染拡大防止と経済活動の両立を図るなかで、そのペースは緩やかなものと止まるものと考えられます。

項目別にみますと、個人消費は、「新しい生活様式」が求められるなかで不要不急の消費活動が弱含む一方、巣ごもり関連消費は堅調に推移すると考えられます。設備投資は、先行きに対する不透明感から力強さを欠く動きが続くと予想される一方、公共投資は、防災・減災関連の投資が底堅く推移していくとみられます。

生産について、半導体製造装置や5G関連の電子部品などを中心に機械工業で持ち直しの動きが続くとみられます。一方、宝飾、ワイン、ニット、織物などの地場産業については、人口減少等による国内需要の伸び悩み、輸入品との競合激化などから、総じて厳しい局面が続くと思われるます。ただし、コロナ禍においてオンライン販売の需要が拡大しているなかで、インターネットを活用した新たな販売チャネルの拡大や新規イベントの創出などに取り組むことで、ビジネスチャンスは広がるものと考えられます。

観光関連は、当面の間外国人観光客の復調は見通せないものの、各事業者が感染防止対策に取り組むなかで、首都圏に近い優位性を活かして国内観光客を取り込むことが期待されます。また、今夏には中部横断自動車道の南部区間全線開通が予定されており、東海・中京方面からの観光客増加も見込まれます。

さて、陰陽五行によると、2021

年は「辛丑（かのと・うし）」にあたります。「辛」には、草花が枯れて新しくなろうとする、という意味があります。また、「丑」は、種子に詰まった芽がまだ伸びていない状態や、糸が入り組んでいる状態、幼子の縮んだ手が開こうする状態を示すと言われており、「始める」「結ぶ」「つかむ」などの意味があります。これらをあわせると「辛丑」の年は、「新たな時代での成長に向け、人々のつながりをもって動き出す年」ということになりましょうか。

昨年はこれまでの様々なあり方が見直しを迫られた年となりました。先行き不透明感は未だ拭えませんが、「牛の歩みも千里」の言葉どおり、未知の時代であっても足元の一步を重ねることは確かな前進につながります。各所のこれまで培ってきた知恵を活かすことはもとより、それぞれの長所を活かしてつながり、支えあうことで、新たな価値観に基づく社会経済下での躍進を目指したいものです。

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 貸借関係(売掛金)編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



大月法人会

電話番号 0554-45-6565

U R L

<http://www.otsuki-hojinkai.jp/>

- 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて受付を早めに締め切る場合があります。
- 駐車場は使用できますが駐車スペースに限りがあります。満車時は周辺道路上での駐停車（入場順番待ち）はできませんので、できるだけ公共交通機関をご利用願います。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。

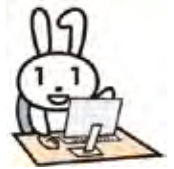
A detailed map of the area around Otsuki Station. The station is located at the intersection of JR Central Line and Toei Line. A red arrow points from the station towards the Otsuki Tax Office and Otsuki Regional Contract Hall, which are situated near the Tama River. Other landmarks include the Otsuki City Museum, Otsuki Post Office, Otsuki Branch of Industrial Bank of Japan, and various commercial facilities like supermarkets and convenience stores. The map also shows major roads like National Route 20 and National Route 129.

～申告書作成会場及び税理士による無料申告相談会場は感染防止策を講じた上で開設します～

- 



大月税務署からのお知らせ



【問合せ先】〒401-8502 大月市御太刀2-8-10 Tel 0554(22)3151（代表）

※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

e-Tax 申告について

～新型コロナウイルス感染防止の観点からご自宅からの e-Tax をご利用ください～

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます！

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。
（所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。）

スマートフォンはこちら



STEP

2

申告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りはありません。

STEP

3

e-Tax で送信して提出

①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

②IDとパスワードで送信

ID・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

税理士による 無料申告相談 ～申告書を作成できます～

申告書作成会場の開設期間以前に、次の日程で「税理士による無料申告相談」を実施しますので、ご利用ください。

期 間	会 場	所 在 地	時 間
2月1日(月) 2月2日(火)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原3832	午前10時～12時 午後1時～3時 (事前予約制) 来場前に会場所在地の市役所(町役場)へご連絡ください。
2月3日(水) 2月4日(木)	富士吉田市民会館 3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘2-5-23	
2月5日(金)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津1700	

○小規模納税者の所得税及び復興特別所得税・個人消費税、年金受給者並びに給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書（土地、建物及び株式などの譲渡所得がある場合を除く。）を作成して提出できます。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

○確定申告に必要な書類（源泉徴収票など）、前年の申告書の控え、利用者識別番号・暗証番号のわかる書類、筆記具、印鑑及びマイナンバーに係る本人確認書類等をご持参ください。

○事前予約制のため、予約者が優先となりますので、予約日・予約時間は厳守してください。

○昼休みは、税理士が交代で対応しており、お待たせする場合がありますので、ご了承ください。

○申告書用紙の発送時期によっては、無料相談が終了している場合がありますので、ご了承ください。

国税庁ホームページはこんなに便利！

マイナポータルを使えば、データが自動入力されます



マイナンバーカードを使って「**マイナポータル**」から生命保険料控除証明書などの申告に必要な情報をまとめて取得でき、申告書の作成時に証明書の金額・発行元の情報などが自動入力されます。

(注) ご利用に当たっては、事前準備が必要です。
詳しくは、国税庁ホームページの「マイナポータルを活用した年末調整及び所得税確定申告の簡便化」をご確認ください。



詳しくはこちら！

Google Chrome が使えます



令和3年1月以降、パソコンをご利用の方は「**Google Chrome**」でも、国税庁ホームページからマイナンバーカードでe-Tax送信ができます。

(注) Windowsのみの対応であり、macOSには対応していません。
また、ご利用に当たってはマイナポータルAPのインストールが必要です。

困ったら" ふたば " にご相談ください ※令和3年1月公開予定



税務職員
ふたば

申告書の作成でお困りのときは、「**税務相談チャットボット**」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「**税務職員ふたば**」がお答えします。

チャットボットで解決しない場合は、国税庁ホームページの「**タックスアンサー**」をご確認いただくか、**電話**でお問い合わせください。



スマホでの相談
はこちらから！

お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを使ってe-Taxで送信すれば、**本人確認書類の提示又は写しの添付は不要**です。また、マイナンバーカードでログインすれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。

マイナンバーカードの取得方法

スマートフォン・パソコン・郵便などで申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカード 取得方法

Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。
Windowsの名称は、米国及び他の国々で登録された米国Microsoft Corporationの商標です。
macOSの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。



国税庁 法人番号7000012050002

R2.9

申告書の作成・送信は **自宅で** 国税庁ホームページ から！

STEP 1 「国税庁ホームページ」へアクセス

確定申告



スマートフォンはこちらから→



確定申告書作成コーナーの
利用者の感想

94%の方が役立つ
と回答

確定申告書作成コーナーの

利用率

3人に2人が利用

STEP 2 申告書を作成



スマホ専用画面



パソコン画面

パソコン、スマートフォンなどから画面の案内に従って金額などを入力するだけで、申告書が作成できます！



※ 65万円の青色申告特別控除を受ける場合など一部の方はスマートフォンでは作成できません。

※ 画面は令和元年年分のもです。

STEP 3 申告書を送信

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード読取対応のスマートフォン



又は

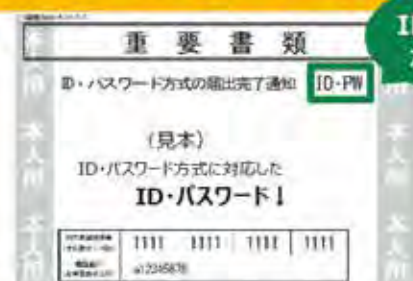


ICカードリーダライタと
して代用できる端末は
一部のAndroid端末のみ



対応端末の一覧
はこちらから！

IDとパスワードで送信



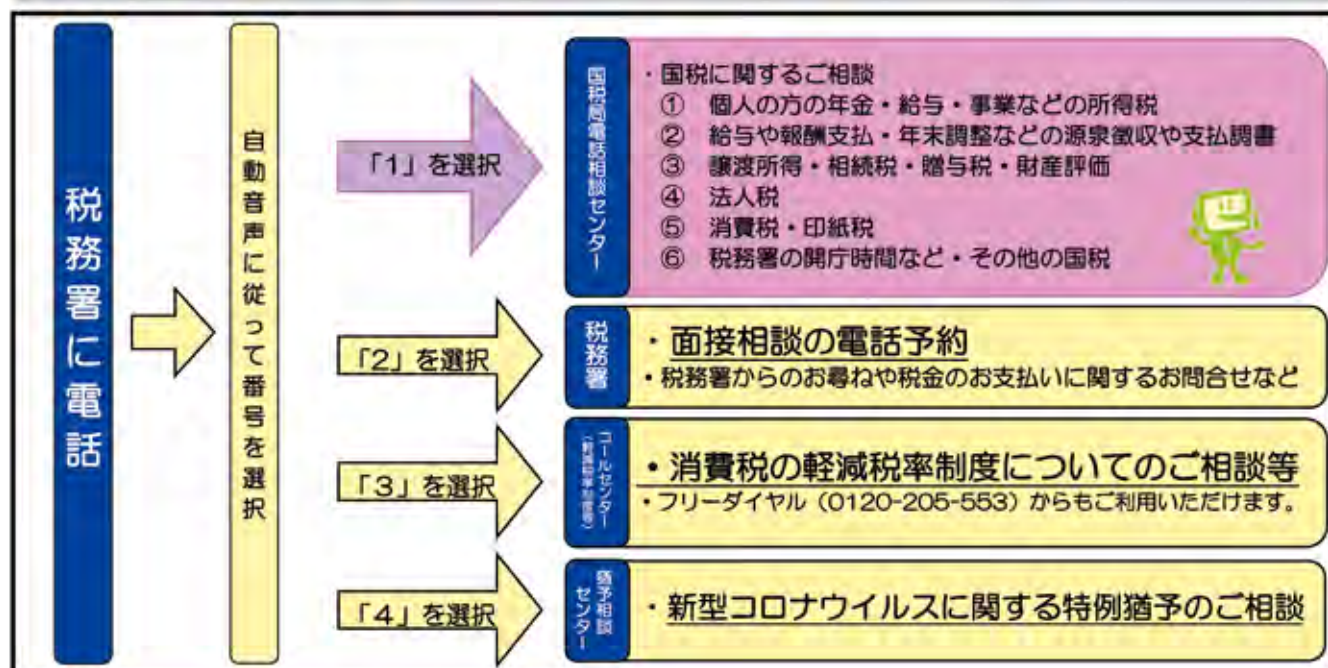
ID・PW
が目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。
- ・既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

※ 印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

電話による国税の一般的なご相談は 電話相談センターへ！



税務署でのご相談は 事前予約をお願いします

予約のないご相談には対応できない場合があります

国税に関する一般的なご相談は電話にてお受けしていますが、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が難しい場合には、所轄の税務署で相談をお受けしております。

まずは、電話で相談日時をご予約ください。

（音声案内に従って「2」を選択）



国税庁ホームページ「タックスアンサー」では、よくある税のご質問に対する一般的な回答を税金の種類ごとに調べることができます。

詳しくは

タックスアンサー

検索

携帯電話等で右のコードを読み取るとアクセスできます



税 東京国税局・税務署



e-Tax 推進協議会からのお知らせ

e-Tax又は光ディスク等による提出義務基準の引下げについて

令和3年1月
提出分より

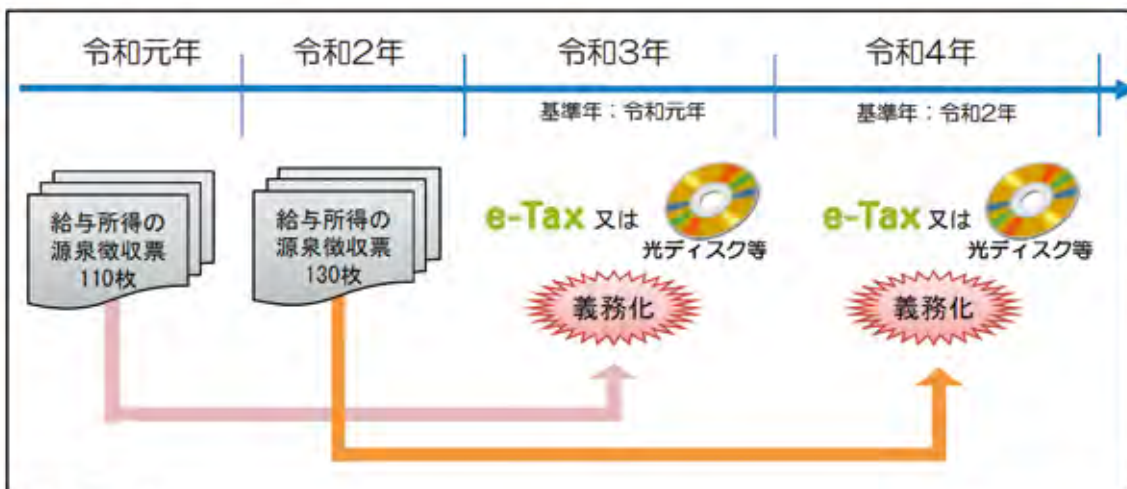
e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務基準が
100枚以上に引き下げられました！

【改正の内容】

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が**100枚以上**（現行：1,000枚以上）である法定調書については、令和3年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等による提出が必要となります。

例えば、令和元年に提出した「給与所得の源泉徴収票」の枚数が「100枚以上」であった場合には、令和3年に提出する「給与所得の源泉徴収票」は、e-Tax又は光ディスク等により提出する必要があります。

なお、提出義務の判定は法定調書の種類ごとに行いますのでご注意ください。



【留意事項】

- 支払調書の光ディスク等による提出については、国税庁ホームページの「申告・申請・届出等、用紙（手続の案内・様式）」から「法定調書の光ディスク等による提出のご案内」をご覧ください。
- e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。
- 給与所得（及び公的年金等）の源泉徴収票のe-Tax又は光ディスク等による提出が義務付けられた年分については、市区町村に提出する給与支払報告書（及び公的年金等支払報告書）についてもeLTAX（地方税ポータルシステム）又は光ディスク等による提出が義務化されています。

提出方法の詳細については、e-Taxホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp>）をご覧ください。

令和三年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合

《はじめに》

我が国経済は新型コロナウイルス感染症の世界的流行に飲み込まれ、未曾有ともいえる危機的事態に直面した。感染リスク防止など社会的要因により、需要が一気に蒸発するなど経済社会活動がほとんど機能不全に陥ったのである。

このため、これまでの経済危機に対する政策は通用せず、個人の生活や中小を中心とした企業の経営に対する財政支援という社会政策を優先せざるを得なかった。また、感染収束の見通しが不透明になったことから、当初想定されたV字回復は困難となり、企業も個人も新型コロナウイルスの存在を前提とした「新しい日常」への対応を余儀なくされている。

こうした状況を背景に税財政改革が一時棚上げ状態となる中、新型コロナウイルス対策を目的とした二次にわたる今年度補正予算で約58兆円近い赤字国債を追加発行するなど、財政の悪化は急速かつ深刻化する形となった。しかも本年の「経済財政運営と改革の基本方針」（骨太の方針2020）は、国家的課題である財政健全化について、堅持してきた2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス（P B））黒字化目標を明記しなかった。追加発行された国債の返済計画についても明確な言及はなかった。

新型コロナウイルス対策については先進各国も多額の国債を発行しているが、多くの国は返済計画の議論に入っており、我が国の財政規律の緩さが際立っている。せめて返済財源については新型コロナウイルス収束後を見据えつつ、現世代の負担で解消するよう早急に議論を開始すべきであろう。

今回のコロナ禍では、ほかに我が国経済の弱点があらわになった。デジタル化対応の遅れや中小企業をはじめとした

経営基盤の脆弱さなどである。コロナ収束後に向け、禍を転じて福となすべく規制改革や税財政上の対応を積極的に進め経済再生に取り組まねばならない。

《基本的な課題》

1. 税・財政改革のあり方

我が国の税財政改革は、一時棚上げ状態となった。新型コロナウイルスの大流行という非常事態への対応を最優先しなければならなかったからである。この結果、今年度の国債新規発行額は当初予算の32・6兆円に一次、二次の補正予算で57・6兆円が追加され90・2兆円に上っている。

すでに、我が国財政は地方を合わせた長期債務残高が1、100兆円を超し国内総生産（GDP）の2倍と、先進国の中で突出して悪化している。歴代政権の多くが社会保障を中心とした「負担」と税や社会保険料といった「受益」のアンバランスを放置し、平時でさえも財政健全化を怠ってきた結果である。

そこに今回の新型コロナウイルス対策による多額な債務が上乗せされるわけである。いくら使途が国民生活支援と中小企業をはじめとした企業の収入補填などの危機対応策が不可欠だったとはいえ、財政規律は完全にタガが外れた状態と言わざるを得ない。このままでは財政破綻が現実のものとなる。返すがえすも財政健全化に対するこれまでの政治の怠慢が悔やまれる。

我が国は先進国で最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという極めて深刻な構造問題を抱えている。そして今後も新たな感染症の大流行や経済危機、大規模な自然災害の発生が考えられる。せめて国債で賄ったコロナ対策

費の負担について、将来世代に先送りせずに現世代で解決するよう議論を開始せねばならない。そのうえで「コロナ後」を見据えた本格的な税財政改革に取り組むことが求められよう。

1、新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナウイルスは収束の見通しが立たないことから、その影響は長期化が予想される。このため、新型コロナウイルス感染症と経済活性化の両立を図っていかねければならない。とりわけ、コロナ禍の影響によって発生した生活困窮者や経営基盤が脆弱な中小企業には、引き続き実態等を見極めながら効果的な支援措置を迅速に講じていくことが重要であろう。

また、新型コロナウイルス対応で先進各国に比べて遅れが目立ったデジタル化も早急に推進せねばならない。例えば金融や医療、勤務形態などだが、これらは生産性向上に資する分野でもあり、思い切った規制緩和や意識改革が必要になろう。

一方で、すでに指摘したように国債発行額は途方もない金額に上り、今年度一般会計予算は2次補正後で歳出が160兆円を超えた。また、地方を合わせたP B赤字はGDP比12・8%の67・5兆円と昨年度の赤字14・5兆円、GDP比2・6%から急激に悪化した。

本年7月に公表された内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」によると、今後の見通しも極めて厳しい。政府が財政健全化目標としていた2025年度のP B黒字化に向けた2021年度の間目標「P B赤字対GDP比1・5%程度」などはクリア不可能となった。

2025年度の黒字化目標についても、成長実現ケースで7・3兆円、対GDP比1・1%の赤字が残り、黒字化は2029年度へと大きく後退するとみている。しかも、この試算は名目経済成長率を3%台と民間予測を大幅に上回る甘い経済前

提から導いた数字なのである。

しかし、2025年度P B黒字化の目標を簡単に放棄してはならない。試算は今後我が国が取り組まねばならない本格的な税財政改革を想定したものでないし、新型コロナウイルス対策で追加発行された多額の国債の影響を直接的に受けるわけでもない。なぜなら、P Bは財政収支や債務残高対GDP比などの指標と違って国債に関する収支を除外して計算する単年度収支だからである。

我が国は2022年度から団塊の世代の先頭が75歳の後期高齢者に入り始め、社会保障給付の急膨張が見込まれている。本来なら、「社会保障と税の一体改革」で予定された消費税率引き上げ時期などを先送りせず、早期にP B黒字化を達成しておかねばならなかったのである。

コロナ禍というまったく予期せぬ事態に襲われたとはいえ、ドイツなど先進国の多くはそれによって生じた政府債務の負担のあり方について議論に入っている。財政悪化が際立つ我が国がそこから逃げることは許されまい。新型コロナウイルスが落ち着いたら、すぐに本格的な税財政改革に乗り出せるよう準備をすることである。

(1) 新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献していることから、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

(2) 新型コロナウイルス拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、

需要喚起を行うことも必要ではあるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

(3) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(4) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2、社会保障制度に対する基本的考え方

我が国は超高齢化と少子化が先進国の中で最速のスピードで進んでいる。高齢者人口がピークを迎える2040年には、社会保障給付費が190兆円（2020年度現在は約127兆円）に達する見込みである。また、目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」が横たわっている。

この問題は財政と表裏一体をなす最も大きな課題といえる。社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

今国会では年金改革法が成立し、公的年金の受給開始時期の選択肢の拡大、短時間労働者への厚生年金の適用拡大、在職中の年金受給の在り方等が見直された。

しかし、こうした措置では極めて不十分であり、新型コロナ収束後は大胆に医療、介護分野の改革に切り込んでいくべきだろう。

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬（本体）体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にとメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

(4) 生活保護は給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3、行政改革の徹底

昨年の消費税率の引き上げに続き、新型コロナウィルスの感染拡大など、国民の生活に過重な負担がかかっている。今の国会議員の歳費2割削減は国民への配慮とされたが、この程度では極めて不十分であり小手先のパフォーマンスとの誹りは免れまい。地方議員も国会議員以上の報酬削減が求められる。

新型コロナウィルス対策についても、与野党を含めて政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかに、国民の不信感と不信感の近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならぬ。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4、マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

その意味で、2021年3月からマイナンバーカードの健康保険証としての利用が可能になるのは重要である。さらに、

e-TaxやeLTAxを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きの簡略化を図れば、よりカード普及にもつながろう。

制度の運用に当たっては、年金情報流出問題などを踏まえ、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など制度の適切な運用が担保される措置を講じるとともに、コスト意識を徹底することが重要である。

また、社会保障と税、災害対策となっている利用範囲をどこまで広げるかは今後の重要課題である。たとえばデジタル化によって世帯収入などさまざまなデータが迅速に収集できれば、社会保障や税の新たな制度設計などに役立つからだ、それには広範な国民的議論も必要となる。

II、中小企業が事業継続するための税制措置

1、法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。

そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

(1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和3年3月末日が適用期限となっておりことから、直ちに本則化することが困難な場合は

適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化するべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなつている特例措置の適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」および令和元年度税制改正で創設された「中小企業防災・減災投資促進税制」（中小企業強靱化法）は、令和3年3月末日が適用期限となつていることから、適用期限を延長する。

(4) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は原則損金算入とすべき現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるような見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入

を認めるべき経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員の業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(5) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置の延長等
新型コロナウイルスの収束時期は不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

2、消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなつている。今般の新型コロナウイルスにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、引き続き、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴つてより重要な課題となつている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(3) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

(4) 令和5年10月からの「適格請求書等保

存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。

3、事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によつて事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考えた。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまつており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価できるが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

① 猶予制度ではなく免除制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえてこれから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。

このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4、相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

(1) 贈与税の基礎控除を引き上げる。
(2) 相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

5、地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し

令和2年の全国の公示価格は5年連続で上昇し、地方圏においても、全用途平均、商業地が平成4年以来28年ぶりに上昇に転じるなど、地価は全国的に上昇傾向が広がりはじめた。令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

また、固定資産税は賦課課税方式であり、納税者自らが申告するものではないことから、制度に対する不信任も一部見受けられる。地方自治体は、税の信頼性を高めるための努力が必要である。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。

- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とすること。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- (2)事業所税の廃止
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。
- (3)超過課税
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。
- (4)法定外目的税
法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮することにも、税收確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

6、その他

- (1)配当に対する二重課税の見直し
配当については、現行の配当控除制度で法人税と所得税の二重課税の調整が行われているものの不十分であり、さらなる見直しが必要である。
- (2)電子申告
国税電子申告（e-Tax）の利用件数は年々拡大してきているが、さらなる

促進を図る観点から、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）とのシステム連携を図る必要がある。

Ⅲ、地方のあり方

今般の新型コロナウィルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。そもそも地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。この理念と手法は地方創生戦略にも通底する。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していかなければ真の活性化にはつながらないからである。こうした視点に立つて、近年、そのあり方が問われている「ふるさと納税制度」をみてみよう。今般の制度改正では過度な返礼品を送付し、制度の趣旨を歪めているような団体を制度の対象外にすることができるよう見直しが行われた。これを不服とした一部自治体が国に対する訴訟で勝訴したが、争点はあくまで制度の運用についてであり、制度そのものではなかったことに留意すべきであろう。

そもそも、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。例えば納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、本来の趣旨に沿ったさらなる見直しが必要である。

また、新型コロナ対策の財源をめぐる議論では、地方の財源不足のみが強調さ

れがちだが、財政的には国の方がはるかに悪化している事実を忘れてはならない。緊急時である現在は国の支援が欠かせないにしても、今後の税財政改革には感情的ではない冷静かつ客観的な議論が必要である。

- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレズ指数（全国平均ベース）が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ、震災復興等

東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本地震をはじめ地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生しているが、東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復興・復興等に向けて取り組まねばならない。

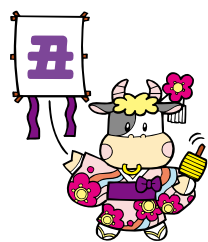
V、その他

1、納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上、事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きにつき、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2、租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税を適正に納め、税の使途についても厳しく監視することが重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



迎春



 相談役 (株)コバヤシ工業 小林 武	 相談役 アイトー電子(株) 長田 富也	 相談役 堀内電気(株) 堀内 富久	 相談役 (株)山梨中央銀行吉田支店 小池 幹彦	 相談役 秋山土建(株) 大崎 俊浩	 顧問 原田 威	 顧問 滝口 哲夫
 相談役 東京地方税理士会大月支部 星野 充俊	 相談役 小林工業(株) 小林余し緒	 相談役 (株)山岸旅館 外川 凱昭	 相談役 中央観光(株) 細谷 憲二	 相談役 (株)新名製作所 新名 米光	 相談役 (株)大和屋薬局 奈良 紀子	 相談役 (株)槇田商店 槇田 則夫
 副会長 (株)吉沢製パン 吉沢 秀雄	 副会長 (株)梶原工業所 梶原 秀博	 副会長 三栄工業(株) 鯨岡 正文	 副会長 (株)メイト 山口 照義	 副会長 日伸総建(株) 志村美貴代	 副会長 川上建設(株) 川上洋一郎	 会長 (株)富士山アグリファーム 細田 幸次
 常任理事 (株)ミネルバ 越石 賢一	 常任理事 濱野屋ティートラスト(株) 天野 太文	 常任理事 (株)堀江製作所 堀江 俊隆	 常任理事 (株)田村組 田村 夏子	 常任理事 (株)鈴木製作所 鈴木 誠一	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 吉田精工(株) 吉元 潤
 常任理事 船津観光(株) 梶原 信行	 常任理事 (株)総合保険企画 高村 春久	 常任理事 秋山土建(株) 立川 正史	 常任理事 富士急行(株) 堀内光一郎	 常任理事 (株)大森工務所 大森 剛仁	 常任理事 (株)こみたけ売店 小佐野紀之	 常任理事 (株)共立機械 藤江 一枝
 理事 (株)田中屋 佐々木弘之	 理事 甲陽産業(株) 三木 範之	 理事 (株)尾形製作所 尾形 直	 理事 (株)トーホー 守屋 博文	 理事 三共建設(株) 白木 孝郎	 常任理事 (株)協和生コン 倉澤 鶴義	 常任理事 富士観光開発(株) 小谷田 融

 理 事 山二商事(株) 赤澤 克夫	 理 事 (株)ユーシン 荻原 秀祥	 理 事 (有)小林仏壇 小林 清哲	 理 事 (有)印刷エトリ 餌取 一成	 理 事 (有)井上石油 井上 博之	 理 事 (株)龍美建設 清水美恵子	 理 事 (株)ナイトー建商 内藤 定子
 理 事 伊東商店(株) 伊東 貴也	 理 事 (有)こみたけ売店 小佐野昇一	 理 事 (株)桑原興業 桑原 安男	 理 事 芙蓉実業(株) 山下佐一郎	 理 事 (株)マシナリー 宮下 完爾	 理 事 (株)渡辺商店 渡邊 稔	 理 事 (株)長田電材工業 菊地 明久
 理 事 (株)コバヤシ工業 小林ゆくよ	 理 事 (有)フロスジャパン 柏木おさむ	 理 事 富士水熱設備工業(株) 高村 浩明	 理 事 三浦化成工業(株) 三浦 信	 理 事 (株)大森林業所 大森 保廣	 理 事 都留信用組合 渡邊 和彦	 理 事 (有)吉田タクシー 渡邊 千恵
 理事相当 (株)平井製作所 平井 勉	 理事相当 富士航空電子(株) 吉澤 武司	 監 事 (株)吉野土建 吉野 保美	 監 事 (株)ナカヤマ 中山 愛美	 監 事 (株)新 津 新津 好久	 理 事 (株)富士レークホテル 井出 泰済	 理 事 (有)山岸旅館 外川 桂子
 理事相当 中村エンジニアリング(株) 中村 武	 理事相当 濱野屋ティートラスト(有) 天野 統一	 理事相当 (有)土屋輪業 土屋 和也	 理事相当 (有)大中精機製作所 市川 賢一	 理事相当 大一木材(株) 小林 宏好	 理事相当 (有)西忠エージェンシー 西室 信男	 理事相当 (株)ユーキ 小泉 裕次
 理事相当 (有)東京屋製菓 中村 元	 理事相当 渡秀工業(株) 渡辺 浩次	 理事相当 パイロット測量設計(株) 堀内 満	 理事相当 (有)小池時計店 小池 久司	 理事相当 宮川電気(株) 奥脇 芳弘	 理事相当 山崎織物(株) 山崎 泰洋	 理事相当 (有)中村薬局 金巻 裕
 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 良孝	 理事相当 井出電気(株) 井出 隆	 理事相当 (株)エムティーシー 松浦 潤一	 理事相当 (株)サイコ 三浦 敬伯	 理事相当 (株)渡辺工務店 渡邊 教彦	 理事相当 三和建設(株) 渡邊 三雄	 理事相当 (有)寿司華 岩田 伸吾

 理事相当 (株)山口乳業 山口 輝子	 理事相当 山陽精工(株) 白川 敏子	 理事相当 (株)湖山商事 湖山 和子	 理事相当 市川リース(株) 市川 公子	 理事相当 (株)臼井自動車 臼井佳津子	 理事相当 (株)土屋製作所 土屋きよ美	 理事相当 (株)アトラス測量 大石 秀世
 理事相当 エスプラン(株) 白井恵美子	 理事相当 (株)山梨重機 横打香代子	 理事相当 (株)渡辺商店 渡邊ふく子	 理事相当 (株)ツルタ 鶴田みさ子	 理事相当 (株)サナミ製作所 佐波 佳子	 理事相当 (株)山口製作所 山口 光子	 理事相当 (株)コタカ電化 小高 洋子
		 理事相当 (株)オプトナカムラ 中村 勝子	 理事相当 登り坂石油(株) 渡邊 林美	 理事相当 (株)天下茶屋 外川正知恵	 理事相当 (株)協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 (株)サンスペースアメニティ 河内 正子



GoToトラベル& GoToイート 対象店舗

2020 11/1(日)~2021 3/31(水)

※休館日がございますので、詳細はホテルまでお問い合わせください

GoToトラベル キャンペーン

面倒な手続き不要
当ホテルが代行して
行います

旅行代金の
最大
半額相当
補助

宿泊代金 35% 割引

お一人様【1泊2食通常料金】
11,150円~24,350円 ▶ **7,248円~15,828円**

【GoToキャンペーン適用後】

さらに **別途宿泊代金に応じて
15%相当の地域共通クーポンが付き**
富士レークホテル館内でもご利用頂けます!!

【和食会席】 【パンダニエル】 【焼肉】 【グルメ】 【ラウンジ】

お得な1泊3食プラン
宿泊料金 + 5,000円で

宿泊者特典
特典 角食パンプレゼント
大人1名につき、1/2斤
※パン・ミニムスメ
大気のみ角食パン

※ご利用には代金をお支払いいただき、チェックイン
時本人確認書類のご提示をお願いいたします。
※お申し込みは、お申し込みの時点でご利用の予約に
必ず「GoTo」を必ずお申し込みください。

GoToイート キャンペーン

GoToイート山梨
プレミアム付食事券が
使えます!!

※食事券ご購入の上で来店ください

和食会席・フランス料理【和食プラン】・ラウンジ・パンダニエルでご利用頂けます。

日帰りプラン

和食会席 5,500円~
(ヤードス・和食・和食会席)
※休館日・お盆・お正月・お盆・お正月
※お申し込みは、お申し込みの時点でご利用の予約に
必ず「GoTo」を必ずお申し込みください。

フランス料理 PREMIER

ランチ12コース
A 4,235円
B 6,050円
ディナー
8,470円~

※お申し込みは、お申し込みの時点でご利用の予約に
必ず「GoTo」を必ずお申し込みください。

迅速はご相談に応じます

富士レークホテル

お問い合わせ・ご予約は
予約受付時間 8:00~20:00 **0555-72-2209(代)**
〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津1番地 <https://www.fujilake.co.jp>



吉田精工株式会社

～日本精工専属協力工場～

祝!
新工場完成
令和3年1月より
新地で操業開始!



富士吉田市で 60 年 ～ Challenge for the future. ～



※世界一の技術に、吉田精工の製品が使われています ※最新機は常盤山駅から、吉田精工まで輸送も開始しています

〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田4824-1
TEL.0555-22-2442 / FAX.0555-22-7827
Web. <http://www.yoshida-seiko.com/>



株式会社 龍美建設

総合建設工事一式

山梨県大月市賑岡町奥山1043

TEL 0554-22-3881

FAX 0554-22-4629

謹

賀

新

年



今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業とそのご家族の皆様へ安心を
お届けしてまいります
本年も何卒よろしくお願い申し上げます
令和三年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 山梨支社

法人会フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00～17:00(土日祝日除く)



大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。

中小企業経営者のもしものときの力になりたい。

創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大阪の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

長くつづく会社が多い国は、いい国だと思う。

企業を支えつづける夢がある。

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

T&D
T&Dグループ

AIG



法人会のビジネスガード
Business Guard

AIG 損保

会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション

法人会の
ハイパーメディカル
会社で入る医療補償

業務災害総合保険
疾病入院医療費用保険金・
疾病入院医療保険金 等セット



地震災害の
リスクをガード

法人会の
ハイパー任意労災
政府労災の上乗せ補償

業務災害総合保険
地震・噴火・津波危険補償特約
等セット

充実の福利厚生サービス※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がディー・ベック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容によりご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

AIG 損害保険株式会社
URL: <http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先

山梨支店

〒400-0032
山梨県甲府市中央2-9-21
TEL 055-228-6311 FAX 055-233-5323
午前9時～午後5時(土・日・祝日、年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。

(B-152291 2020-01)

工業機械部品製造/工業計器部品製造

株式会社 鈴木製作所

〒409-0112 山梨県上野原市上野原2140番地

TEL 0554-63-1055 FAX 0554-62-3864



日本工業規格表示認定工場

株式会社 協 和 生 コ ン

代表取締役 倉 澤 鶴 義

〒401-0302

山梨県南都留郡富士河口湖町小立5425-1

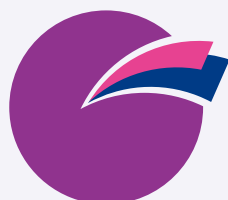
TEL **0555-83-2306**(代)

FAX **0555-83-2611**

E-mail kyowafc@qg8.sonet.ne.jp

感性ネットワーク

デザインから印刷全般



● VISUAL EXPRESSION ●

有限会社 印刷

エトリ

代表取締役 餌 取 一 成

〒402-0052 山梨県都留市中央二丁目7番24号 TEL **0554-43-3451** FAX **0554-43-6923**
e-mail info@p-etori.com

神社めぐり

第47回



太宰府天神社(旧村社)

鎮座地 都留市境九五〇番地
御祭神 菅原道真卿
例祭日 四月十五日
宮司 小佐野景賀
総代長 山口 剛
境内地 六十九坪
氏子戸数 二四〇戸

由緒沿革

創立の年代は不詳なれども第一〇三代後土御門天皇明応五年(一四九六年)六月御座松の下に奉遷せしとあれば創祀はそれ以前であらう。第一〇六代正親町天皇天正二年(一五七四年)十一月小山田信茂群代境彈正平有誠が再建せしが破損し、享保四年(一七一九年)二月再建す。然るに天保八年(一八三七年)四月十九日類焼炎上し、名主天野伴蔵等の関係者の盡力に依り明治元年(一八六八年)六月二十五日再建した社が現社殿である。

社殿

都留市有形文化財第五九号
平成七年三月二十日指定
この建物は、元治元年(一八六四年)三月、境村天野伴蔵の勧進により、豆州那賀郡江奈村(現静岡岡部加茂郡松崎町)の半兵衛を請負人として、金二〇〇両(後六〇両程追加)をもって契約し、完成した。



半兵衛は、近世の伊豆における小澤流彫刻工師であり、堂宮建築をも手がけた小澤半兵衛(邦秀)で、この社殿は、その子俊秀(上谷福田家養子)と共に親子によって造られたものである。

社殿は、土蔵造りの本殿を幣殿でつなぎ、桁行き二間梁三間の身舎には、千鳥破風と、軒唐破風をつけた向拝をもつ権現造りである。

身舎は十本の丸柱で支えられ、上部には二手先組物

が組まれ、正面の装飾、雲と飛竜をはじめとする中備は、鶴や鶏、兎や虎などの動物、外脇障子・向拝には中国の故事を物語る彫物等、精密な技巧をこらして彫りあげられている。

江戸時代後期、神社建築の表層的部位はすべて彫刻が施されており、この社殿の彫刻は絵様と共にその豊饒さにおいて他に類を見ないものであり、当時の神社建築様式を今に伝える貴重な建築である。



生活習慣病を 予防するための基礎知識

ここでは、生活習慣病を予防するための具体的なポイントを項目別にまとめてみます。

考え方の基本は、

1. 生活習慣病を招く原因となるものを出来るだけ減らしていく
2. 良い生活習慣を積極的につくる の二つです。

●食事編～予防の基本は食事から！

すでに何度も述べているとおり、生活習慣病は、よくない生活習慣の積み重ねが原因で発症します。

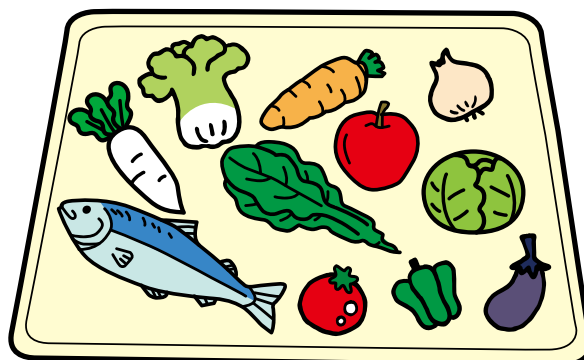
飲酒も広い意味のよくない食事を含めて考えた場合、生活習慣病の3大要因は、食事・運動不足・喫煙と言えます。ただし、運動不足や喫煙による病気の発現を、良い食事内容によってある程度抑えることが可能という点で、生活習慣病の基本はやはり食事内容だと考えられます。

例えば、喫煙で体内のビタミンC量は減少しますが、これは野菜や果物で補うことができます。また、抗がん効果のある食事内容で、喫煙由来のガンの発症を抑えることができるかもしれません。運動不足は肥満の一因となりますが、代謝系のビタミンであるビタミンB群をとることでエネルギー代謝の効率化をはかることができます。ビタミンB1は糖質をエネルギーに、ビタミンB2は脂質をエネルギーに、変える場合に働きます。

すでに生活習慣病の治療をしている方にとっては、食事療法は生活習慣病の治療の中でもっとも大切なものであり、治療の基本です。また、今は健康そのものでも、将来新たに生活習慣病になるのを予防するためにも、食事の内容に十分気を配りましょう。何よりもまず食事内容を良好なものにすることが、健康の第一歩なのです。②

食生活・改善のポイント

- 塩分を減らす
- 脂肪、コレステロールを減らす
- 食べ過ぎ、外食、不規則な食事時間に気をつける
- アルコールを飲み過ぎない
- 身体にいいものをバランスよく食べる
(一日30品目を目標にする)
- 野菜・果物をたくさん食べる
- 食物繊維をたくさん食べる
- 肉料理より魚料理を多くとる



令和2年度

第36回 高校生の税に関する標語

優秀作品



公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務署長賞

接触を 避けて納税 e-Tax

都留興譲館高等学校 2年 水越 摂奈

都留市長賞

税金で 明るい未来の 国創り

都留興譲館高等学校 2年 尾曲 奏音

大月市長賞

納めよう 自分や子供 孫のため

都留高等学校 3年 長田健士朗

東京地方税理士会
大月支部長賞

税金が 広げる支援 共助の輪

都留高等学校 3年 佐野 知美

大月法人会長賞

税金で 受ける恩恵 数知れず

都留高等学校 3年 相澤つかさ

大月法人会
青年部会長賞

使い道 知れば納得 消費税

都留興譲館高等学校 1年 三澤 未藍

金賞

安全と 日々の暮らしを 守る税

都留興譲館高等学校 3年 小松 万耶

金賞

申告は ネットで行ない 効率化

都留高等学校 3年 井上 成菜

銀賞

税金と 共に造る 未来地図

都留興譲館高等学校 1年 山口あかり

銀賞

税金の 正しい知識と 情報を

都留高等学校 2年 小林 俊介

銅賞

納税者 未来の日本の 貢献者

都留興譲館高等学校 1年 宮本 愛姫

銅賞

納税者 国を支える 功労者

都留高等学校 3年 米山 敬己